

「地域における公益的な取組」を考える ～B型事業所からのアプローチ～

ふしのエコ事業所 職業指導員 野原 徹

はじめに

近年、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化している。昭和26年に社会福祉事業法（現社会福祉法）が制定され、社会福祉法人が創設された。そこから社会福祉事業を担う一番手として、実績を積みながら日本の福祉を支え、社会からの信頼を得てきた背景がある。福祉は社会福祉法人という認識が広まり、形作られ、行政の強い管理下の基で定められた本来事業に取り組むことが法人としての使命であった。しかし、社会福祉基礎構造改革を受け、規制緩和がすすむと、株式会社やNPO法人等が社会福祉事業に参入し、福祉サービスの供給主体は多元化することとなる。そのため社会福祉事業は、社会福祉法人の独占的事業ではなくなってきた。同じ福祉事業を行いながら社会福祉法人だけが優遇措置を受けるのはおかしいといったイコールフットィング論が起こる。社会福祉法人が税制上の優遇措置を受けていることの意義はどこにあるのか、このような議論等が基で、平成28年改正社会福祉法の第24条第2項に基づき、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係わる責務が課せられた。

法律の改正に伴い、本法人の定款でも「この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。」という一文が加えられている。

本法人では、定款変更前から地域貢献として、近隣幼稚園に対する園児との焼き物教室や、地区社会福祉協議会の委託を受けて、月に一度独居高齢者のお弁当作りを調理職員が実施している。このような取り組みを10年以上に渡って続けており、継続的に地域と連携しながら取り組んでいるところであるが、今回はさらに「生活困窮」に対する取り組みも求められている。

この「生活困窮」というキーワードを踏まえつつ、本法人の就労継続支援B型事業所ふしのエコ事業所の取り組みを紹介していきたい。本事業所では、作業種目として一般廃棄物処理業（片付け作業）に取り組んでおり、その機能とノウハウを活かして、地域課題の軽減、解決を目指している。

1. 実践事例1

(1) 概要

A市にある生活困窮者相談事業所（以下、相談事業所）のケースワーカーより、50歳代の兄弟が住んでいる借家について、片付け作業の相談があった。相談事業所の話しでは、兄弟は生活に困窮しており、少しでも家賃の安い場所に転居させたいとのこと。しかし、転居にあたり自宅内が家財等で溢れ、いわゆるごみ屋敷状態になっており、転居もままならないとの内容であった。実際に自宅を訪れると4DKの間取りの内3室は家財や生活用品で埋め尽くされ、部屋への侵入もできない状態にあった。兄は統合失調症で、新聞配達の仕事をしているものの幻聴がひどいときには、調子を崩し寝込んでいることも多く、弟も数年前まで仕事をしていたが、難病を発症し無職であった。兄弟それぞれが生きづらさを感じている中

での生活困窮状態であり、多重問題世帯であった。

収入は、兄の障害者年金と新聞配達で生活をしており、生活保護を受ける状態にはない。兄の収入で生活を立て直すためには、早急に転居する必要がある、その支援計画の中でネックとなるのが、家財処分に関わる経費となっていた。ごみの量が多い上に借家は2階建てで駐車場もなく、家財等の搬出作業は困難を要するため、本事業所の出した見積金額は50万円となった。一社の見積りでは客観性がないため、相見積りを取るともう一社が60万円の金額であった。相場としてはそのぐらいの案件で、いずれにしても高額な家財処理代がかかることを相談事業所と兄弟に話をする。相談事業所のケースワーカーは金銭的に厳しく一括での支払いは厳しいが、次へのステップとして転居が最優先事項であるため、作業をすすめたいと話をされ、本事業所が片付け作業を請け負うことになった。これらの内容を踏まえた上で本事業所として作業を開始し、次のような対応を順次取っていった。

- ① 高額な金額を少しでも安くする方法として、兄弟に対して搬出する廃棄物の分別を依頼する。可燃物、不燃物、資源物を袋詰めすることにより、少しでも搬出しやすくしてもらおう。また比較的体調の良かった弟さんには、搬出作業時にも本事業所と一緒にトラック等への積み込み作業もしてもらった。作業には5日かかり、総排出量2トン車14台分であった。
- ② 兄弟の作業への積極的な関わりと金銭的な理由を考慮して、最終的な請求額を30万円にした。しかし、金額は下がったものの一括での対応が困難なため、さらに月1万円の分割での対応することで兄弟、相談事業所、本事業所の3者確認の基で合意する。
- ③ ごみを片付けるといった問題は解決したものの、兄弟の生活を立て直すといった問題は残っていた。特に弟さんは無職であったが、難病を患いながらも今回の片付け作業では積極的であった。このような様子を目の当たりにし、相談事業所に本事業所での職業体験を提案する。すでに相談事業所とは、就労支援準備事業の協力事業所として本法人との間で契約しており、その後すぐに職業体験に至った。
- ④ 職業体験中も弟さんは、積極的に本事業所の作業に取り組んでいた。しかし、離職後2年近いブランクと自ら抱える病気を考えると一般就労するには消極的な様子であった。
- ⑤ 定期的な2か月間の職業体験を経て、障害手帳は所持していないものの、特定疾患に該当し、現在は本事業所を利用している。今後については、弟さんの所得保障を確立できるように支援していきたいと考えている。

(2) 公益的な取組としての役割と課題

今回の事例では、本事業所の作業種目を活かした取り組みである。B型事業所の機能として作業を行い、対象者の方の資力に応じて柔軟に対応できたことは、地域における公益的な取り組みに該当するものと考えている。また本事例は利用者がいないと取り組めないものである。就労支援を必要とする利用者が、地域課題に対して支援をする側に転換する。これは就労系の事業所ならではの活動であり、本来事業である利用者理解ということにも繋がったと考えている。この兄弟のように生活に困窮しながらも生活保護を受けられない方は多分に存在する。行政では対応できない制度の狭間の問題に対して、税制上の優遇措置を受けてい

る社会福祉法人だからこその取り組みとして捉えている。

この事例で課題となるのは、作業価格の設定である。最終的に兄弟の貢献により、大幅な値下げを敢行したが、売り上げの減少は利用者の工賃に影響してくることであり、安易な値下げは本来事業に反するとの見方もできる。平成30年度から報酬改定が行われ、B型事業所は平均工賃月額に応じた基本報酬となった。これによりB型事業所は高工賃によって評価されるという見方ができる。工賃が全てではないが、事業所の経営上工賃向上は当然なことである。まずは利用者への本来事業である高工賃。その上で公益的な取り組みがあるものとする。幸い本事業所は平成30年度において、月額5万9千円の平均工賃を達成した。事業所の本来事業である高工賃と利用者理解、そして地域における公益的な取り組みを実現できたことは非常に意義があると考えている。

現在、弟さんは本事業所を利用中であるが、そういった気持ちになれたのも障害がありながらも必死に働く利用者の姿を見て、「自分も…」という動機付けになったのではないかと考えている。

2. 実践事例2

先の事例でも紹介したとおり、本事業所では一般廃棄物処理業（主に家庭ごみの処理）を行なっている。この作業の際に、依頼主がごみとして処分を依頼された物の中には、まだリユース可能（再使用）な家電製品等が含まれていることがある。これらを事業所で保管し、金銭的な理由により購入が難しい方に無料で提供している。そのような個人情報については、各分野の相談員が把握している情報を基に物品の提供を行っている。物品の受け取りについては、本事業所まで相談機関が取りに来て、その際に利用完了書に記入を頂いている。

(1) 物品提供までの流れ

- ① 各分野の相談機関職員より、担当する利用者の必要物品の依頼を受ける。
- ② 在庫の確認を行い、在庫があれば提供可能であることを伝える。
- ③ 物品は相談機関に本法人の保管場所まで取り来る。
- ④ 物品提供時に利用完了書の記入を頂く（表1）。
- ⑤ 提供物品の不具合がある際には本事業所で対応を行う。

表1 利用完了書

地域社会貢献事業の利用完了書	
2019年（令和 元年）6月1日	
社会福祉法人 ふしの学園 理事長 梶田 育利 様	
所 属	〇〇地域包括支援センター (または住所)
氏 名	
<p>私は、社会福祉法人ふしの学園が地域社会貢献事業の一環として、ふしのエコ事業所が回収（就労継続支援B型事業所 一般廃棄物処理業）し、保管しているリユース品を下記の利用対象者に提供するため、無料にて確かに受け取りました。</p>	
記	
利用対象者	独居の高齢者で生活保護受給中
対象者との関係	ケアマネージャー
提供を受けた物品	冷蔵庫
受領年月日	2019年（令和 元年）6月1日

(2) 物品提供事例

特にこのような取り組みを広報しているわけではないが、口コミで広がり表2のような提供実績を挙げることができている。家電製品を中心にこれまでに20点以上の提供をおこなっている。

表2 物品提供一例

	提供対象者情報 (依頼経緯等)	リユース物品	依頼主 (連携者)	分野
1	不登校児童家庭	自転車	スクールソーシャル ワーカー	児童
2	高齢者独居	冷蔵庫	地域包括 支援センター	高齢
3	高齢者独居	洗濯機	地域包括 支援センター	高齢
4	知的障害独居	洗濯機	障害者生活相談 支援事業所	障害
5	刑余者	テレビ 冷蔵庫、洗濯機	更生保護施設	司法

(3) 公益的な取組としての役割と課題

本事業所で回収した家電製品等を生活に困窮した方に提供できたのは、一人の人の内情を把握している各分野の相談機関との連携があったからである。高齢・障害・児童に加え、最近では更生保護施設の相談員からも依頼を受け、一度にテレビ、冷蔵庫、洗濯機を提供したケースもある。刑期を終え出所し、充実した家財の中で再出発できることが、その後の更生に繋がるのであれば、本法人としての役割も大きいと考えている。

物品提供の課題としては、保管場所や周知方法、物品の不具合等が挙げられる。家電製品等は場所を取るものであり、限られたスペースでの保管には限界がある。本法人だけで取り組むのではなく、他機関とも連携し、物品の保管場所を確立できれば、より物品提供のシステムを構築できるものとする。家電製品を提供する上で気を付けなければならないのは、家電製品の状態である。最近の家電には設計上の標準使用期間が明記されており、基本的には家電に関してはそのことを踏まえて、製造から5年以内のものとしている。それでも状態によっては使用できなかったというものもあり、交換するか、こちらで引取りに伺うことにしている。

本取り組みは、作業で取り扱った不要なものを必要とする人に提供するという簡単な流れのものである。取り立てて地域における公益的な取り組みに該当するかは判断が分かれるかもしれない。しかし、そこに関係機関との連携や地域ニーズを把握しているからこそ成立する事例であり、地域の困りごとの軽減に役割を担っているのではないかと考えている。

おわりに

地域における公益的な取り組みは、社会福祉法人に課せられた責務である。そのため高齢や児童分野にも同様の責務がある。その中でも利用者が参画しての公益的な取り組みができるのは障害分野だけではないだろうか。公益的な取り組みを既存の設備や職員だけが担うのではなく、利用者も社会の担い手として関わることで可能性はさらに広がっていく。これまで培ってきたノウハウを活かしつつ、地域に還元することで、地域が循環するものと考えている。

地域のニーズ、課題を解決していくときに新たな資源開発を考えることが多くある。しかし、実際には既存の資源の機能を拡大することにより、それを補っていけるものもあると考える。障害分野の就労系においては、作業種目に食品の販売、飲食の提供、草刈り・草取り等を作業として行っている事業所も多くある。例えば飲食に取り組む事業所がフードバンクのような役割を担えば、地域の中で貴重な社会資源としてなりうるのではないだろうか。それぞれの事業所が持つ強みを活かしつつ、柔軟に機能を持つことで地域ニーズを満たし、貴重な社会資源になっていくと考える。

本法人は、50年前に知的障害者の方の働く場を目指して開所した。そこには障害のある方の働く場がなかったという課題（ニーズ）があったからである。現代においてこの課題は満たされつつある。時間をかけて制度が整備され、事業所が増えてきたからである。しかし、時代に則した課題は常にあり、公的制度では手が届かない問題もある。民間であることの有意性を活かし、それらに対して柔軟に機動力をもって取り組むことが「地域における公益的な取組」と考える。本来事業とともに地域の福祉課題に目を向けることで、よりセーフティネットが強化され、地域力の向上に繋がると考えている。

参考文献：

藤原慶二「地域社会と社会福祉施設のあり方に関する一考察」2009年関西福祉大学紀要
大阪府社会福祉協議会「誰も制度の谷間に落とさない福祉」2013年ミネルヴァ書房
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成30年1月23日付け社援基発0123第1号）